

【経済産業委員会】

○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 ガス事業法の一部改正

1 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じる場合等において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるものとする。

2 ガスの使用制限等

(一) 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者等に対し、ガスの量の限度を定めて、ガスの使用の制限等を命じ、又は勧告することができるものとする。

(二) 経済産業大臣は、(一)の規定の施行に必要な限度において、(一)のガスの供給を受ける者に対し、ガスの使用の状況等について報告を求めることができるものとする。

3 2に係る違反行為をした者について罰則を措置すること。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

1 機構は、一の1の規定による液化天然ガスの調達を行うことができるものとする。

2 1に掲げる業務について、区分経理を規定すること。

3 機構は1に掲げる業務に必要な費用に充てるため、長期借入金等を行うことができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による液化天然ガス（LNG）の調達については、経済産業大臣の要請が行われる場合の要件を具体的に例示するなど、予見可能性を高めるよう努めること。また、調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要なLNGを調達できるよう万全を期すこと。
- 二 緊急時にJOGMECが調達するLNGは、今回措置するガスの製造のみならず、発電用燃料にも使用されることに鑑み、発電事業者やガス事業者等への供給について、運用の明確化を行い、適切な配分が行われるよう努めること。
- 三 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、JOGMECの体制の整備に必要な措置を講ずること。
- 四 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開やLNG輸入事業者に対する支援等を通じて、LNGの安価かつ安定的な調達に努めつつ、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガス需給の両面において可能な限りの対策を講ずること。
- 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等と事前に十分な調整を行い、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、需要家等の予見可能性を確保し、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、十分に配慮すること。
- 六 ガス分野における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。